多賀城市志引保育所



施設情報

施設の写真



施設概要

| 住所 | 多賀城市東田中二丁目30-8 |
|----------------|--------------------------|
| お越しの際の目標物 | 「志引公園」 |
| 電話 | 022-368-9887 |
| 入所定員 | 90名 |
| 建築年、建物構造、面積 | 昭和52年/木造平屋建/604.26㎡ |
| 園庭面積、遊具 | 594.00㎡/コンビネーション遊具、砂場、鉄棒 |
| 保護者駐車場 | 3台分あり |
| 災害時避難場所 | 高崎中 |
| 設置•運営主体 | 多賀城市(公設公営) |
| その他 | となりに公園もあり、たくさん外で遊べます。 |

保育目標(こんなこどもに育てたい)

元気で、明るく、心豊かな子ども 1.元気な子ども 2.いきいきと遊ぶ子ども 3.豊かな心を持った子ども



保育の特徴(こんな保育をしています)

志引山のふもと、志引公園の隣にある保育所です。赤ちゃんから今度小学校にあがる年長さんまで、友だちや保育士と毎日元気いっぱいです。 散歩やかけっこ鬼ごっこ、すべり台にブランコ、作って遊んだり踊ったり…と楽しんでいます。 日々の保育を通して、自己肯定感を持てるよう得意なところを伸ばし心も体も大きくなっていく子どもたちを大切に育んでいきたいと思います。 何よりお家の方々の一番の応援団でありたいと思っています。



保育サービスの内容

保育の内容など

| 項目 | 内容 | | |
|---------|-------------------------------|--|--|
| 開所日 | 月曜日から土曜日まで | | |
| 開所時間 | 7時15分~18時15分 | | |
| 保育短時間設定 | 9時~17時 | | |
| 休所日 | 日曜日、祝日、年末年始 | | |
| 登園自粛協力日 | なし | | |
| 受入可能月齡 | 生後3か月から | | |
| 給食 | 自園調理 | | |
| | 調乳、離乳食対応あり(3歳以上児童は、白ごはん持参です。) | | |
| アレルギー対応 | 代替食対応可能(可能な限り対応します。) | | |
| 主な行事 | 誕生会、遠足、個別懇談、運動会、おゆうぎ会、季節の行事 | | |
| | 保護者による保育士体験 | | |

| 地域交流 | 地域の子育て世帯向けの保育体験会(栄養士保健師とのお話会)、高齢者との触れあい、人形劇鑑賞会 |
|-------|--|
| 保護者会 | あり。月額750円、総会年1回程度。 |
| 実費徴収金 | 延長保育料(月額):標準時間2,000円/短時間1,100円 |
| | 副食費(月額):4,500円 |
| 連携施設 | 一(地域型保育事業所のみ記載) |

※主な行事のうち、網掛けのものについては、親子参加行事です。

その他子育て支援サービスの内容

| 種類 | 実施有無 | 内容 |
|-----------|------|--|
| 延長保育 | 0 | 時間:18時15分~19時(土曜日なし) 対象年齢:0歳児から(月齢は要相談) 定員:15名程度 |
| 障害児等受入れ体制 | 0 | 受入れ体制あり(お子さんの状況により要相談) |
| 地域子育て支援 | 0 | 子育で相談(非在園児対象) |

※障害児等とは、比較的障害や発達の遅れの程度が軽く、集団保育が可能なお子さんが対象で す。障害児等への保育については、入所案内に詳細がありますので、該当する可能性がある場 合には、必ずご覧ください。

園からのメッセージ

・保護者との信頼関係を築き、共に子育てをしていきます。
・市の基幹保育所として、令和2年4月から「子育て支援の充実」と「保育の質の向上」を目指しています。
・子育て支援として、地域の親子を対象に、わらべ歌やパネルシアターなどを一緒に楽しんだり、おしゃべりタイム!などお母さん方と情報交換もできます。また、保育士が子育て相談にも応じています。 育児で困った時は、ご相談ください。



令和7年度

重要事項説明書



多賀城市志引保育所



多賀城市公立保育所保育方針



多賀城市は「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に構成し、5年間を計画年度とする「たがじょうすくっぴープラン2」を策定しています。これを受け公立保育所では、同プランの基本理念に基づき「社会全体で子ども・子育てを支援するまちづくり」及び「家庭教育の重要性」を重視し、取組んでいくこととします。

子どもにとって保育所は、生涯にわたる身体的、精神的、社会的発達の基礎を培う極めて重要な時期に生活時間の大半を過ごす場であることから、家庭や地域社会と連携を図りながら安定した環境の中で子どもが主体的に活動できるよう養護と教育を一体的に展開し、子どもの心身の健やかな発達に資するための保育を実践します。

また、基幹保育所として子どもに関わる施設や関係機関とネットワークを 構築し、地域の子育て支援の拠点として保護者と地域の子育て家庭に対し、 養育力向上に結びつく支援をしていきます。

さらに、職員を育成し保育の質的向上を図るとともに、多賀城市全体の保 育の牽引役として社会的責任を果たします。

多賀城市公立保育所保育目標

元気な子ども

・健康な体・情緒が安定している・生活リズムや基本的生活習慣が整っている いきいきと遊ぶ子ども

- あいさつができる自信をもって生活する
- 様々な環境に積極的に関わり、夢中になって遊ぶ

豊かな心を持った子ども

- ・周りに愛され、自分を肯定する気持をもつ
- ・興味関心をもち、自分なりに表現する
- 思いやりをもち、人とのつながりを大切にする

1 施設、運営

(1) 施 設 名 称 多賀城市志引保育所

(2) 所 在 地 宮城県多賀城市東田中2丁目30番8号

電話 022-368-9887 (FAX 022-368-9887)

(3) 所 長 名 内海 優子

(4) 設置·運営主体 多賀城市(公設公営)

(5) 開所・認可年月日 昭和52年4月1日

(6) 確 認 年 月 日 平成27年4月1日

(7) 事業者番号 0420951000041

(8) 乳 児 保 育 開 始 平成11年11月1日

(9) 延長保育開始 平成12年4月1日

(10) 入 所 定 員 90名

(11) 施 設 の 規 模 ・敷地面積 1649.97㎡

• 建物面積 604.26㎡

• 構造 木造平屋建

園庭面積 594.00㎡

(12) 室数等

| × | | 分 | 室数 | 備 考 |
|---|---------------|---|----|------------------------|
| 乳 | 児 | 室 | 1 | ひよこ組 |
| 調 | 乳 | 室 | 1 | |
| 沐 | 浴 | 室 | 1 | |
| ほ | <i>i</i> Si < | 室 | 1 | |
| 保 | 育 | 室 | 5 | りす組、うさぎ組、ひつじ組、きりん組、ぞう組 |
| 遊 | 戱 | 室 | 1 | |
| 静 | 養 | 室 | 1 | |
| 事 | 務 | 室 | 1 | |
| 調 | 理 | 室 | 1 | |
| そ | の | 他 | _ | 便所、倉庫等 |





(13) 周辺環境

市の中心部にあり、JR仙石線多賀城駅に最も近い所にある保育所です。市街地を流れる砂押川に沿った閑静な住宅地で、周辺には志引公園、志引山があり、自然環境にも恵まれています。

(14) 利用定員

| 〇歳 | 1 歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 6人 | 12人 | 12人 | 20人 | 20人 | 20人 | 90人 |

※実際の入所数は、お子さんの状況をみて、この定員を基準として、受入れ可能な 人数としています。

2 職員の配置など

(1) 職員数

(単位:名)

| | | 正職員 会計年度職員 | | | | | |
|----|----|---------------------------|---|---|-------------|-----|----|
| 職名 | 所長 | | | | ス担当 任1名) | 用務員 | 合計 |
| 人数 | 1 | 1 | 2 | 7 | 10 | 1 | 22 |

※保育士の人数は、お子さんの数や状況を見ながら、宮城県児童福祉施設の設備及 び運営に関する基準を定める条例を遵守し、配置しています。そのため、上記人 数と実際の配置数が異なる場合があります。

(2) 職員の勤務体制

| 職 種 | 勤 務 時 間 |
|-----------|---|
| 所長 | 7時15分から19時15分の間の管理を必要とする 時間 (基本:8時30分~17時15分) |
| 主任副主任、保育士 | 7時15分から19時15分の間で所長が指定する時間 (正職:7時間45分、会計年度任用職員:6時間程度) |
| 用務員 | 7時15分から19時15分の間で所長が指定する時間 (会計年度任用職員:6時間程度) |

※ローテーションを組んで勤務しているため、それぞれの保育士の勤務時間は、 毎日異なります。

3 保育の内容

通常保育と延長保育を提供します。

(1) 保育の開所日と開所時間

保育所の開所日は、月曜日から土曜日までです。

保育を提供する時間は、次の時間のうち保護者が保育を必要とする時間です。

| 7:15 | 9:00 | 17:00 | 18:15~19:00 |
|-------|--------|-------|-------------|
| 延長保育① | 保育短時間 | 延長保育① | 江川口本① |
| | 保育標準時間 | | 延長保育② |

- ※1 延長保育①は、保育短時間の場合にのみ発生します。
- ※2 延長保育を利用の場合は、別途保護者負担金が必要となります。
- ※3 延長保育②の開設日は月曜日~金曜日で、延長保育の申請が必要です。
- ※4 O歳児の延長保育②は、状況に応じ、月齢3か月程度から受入れを行います。

(2) 保育所の休日

日曜日、国民の祝日(振替日含む)、年末年始(12月29日~1月3日) そのほか、災害などによって臨時で休所することがあります。

(3) 給食の状況(栄養給与範囲等)

☆ 3歳未満児 → 昼食及びおやつ2回で1日分の摂取量の50%を給与

☆ 3歳以上児 → 昼食及びおやつ1回で1日分の摂取量の40%を給与

不足がちな栄養素(カルシウム、ビタミンA、ビタミンB2)については、1日分の摂取量の50%を給与するよう配慮しています。

☆ 概ねの食事時間 区分 午前のおやつ 昼 食 午後のおやつ

| 3歳未満児 | 9:30~9:45 | 11:00~11:30 | 15:00~15:20 |
|-------|-----------|-------------|-------------|
| 3歳以上児 | _ | 11:20~12:00 | 15:00~15:20 |

- ☆ 食物アレルギー除去食等についても原則対応しています。
- ☆ 調乳、離乳食についても、1人ひとりの成長に応じ提供しています。
- ☆ 延長保育②については、18時15分くらいにおやつを提供しています。
- ☆ 給食業務は、平成29年度より民間事業者に業務委託しました。



(4) 地域活動

- 〇 保 育 所 児 童 が お 年 寄 り の 方 に 親 しみ を 持 ち 、 思 い や り を 育 て る 。
 - ・志引地区「シニアクラブさくら会」との交流
 - デイサービスセンター「健康倶楽部」訪問 (年2回程度)
- ○地域の子育て家庭への支援
 - ・地域の親子が保育所の児童と一緒に遊ぶ。
 - 人形劇等を一緒にみる。
 - ・お子さんと同年齢のクラスで保育体験をした後保育士や栄養士、保健師と子育てトークをする。

年5回程度実施予定(内容は年度ごと変る。)

(5) その他主な保育の内容

☆ 行事

☆保健・衛生等

| λ | 所 | # |
|----|---|----|
| /\ | Ш | 34 |

個別懇談(年2回)

誕生会(毎月)

園外保育

保育士体験

運動会

おゆうぎ会

修了式(修了児保護者)

※太字は保護者参加の行事となります。

内科・歯科健診(年2回)

身体測定(毎月)

避難訓練(毎月)

交通安全教室(年3回)

栄養指導(年9回程度)

いのちの大切さ出前講座 (年長児)

☆ 小 学 校 と の 連 携 事 業 を行っています。

☆その他、季節の行事や子ども たちが楽しめる行事を企画して います。

4 利用料金

(1) 保育料

通常保育の保育料及び延長保育については、多賀城市が定める料金になります。

(2) 実費徴収金

副食費、月額4,500円(3歳児クラスから5歳児クラスのお子さん) 一部世帯のお子さんには、免除があります。

5 安全管理など

(1) 秘密保持

職員(退職者を含む。)が、お子さんやご家族の秘密を漏らすことがないよう、厳 しく指導をしています。

法に定めがある場合を除き、同意なく、他の者に提供することはありません。ただし、市等が事務の執行上収集する場合やお子さんの安全を守るため緊急の場合は、この限りでありません。

もし、提供する場合は、提供先にも同じような管理を行わせます。

(2) 嘱託医

本所は、次の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

ア内科

| 医療 | 医療機関の名称 | | ら称 こうしんしょう こうしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅうしゃ しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく し | 石井小児科 |
|----|---------|---|---|----------------|
| 医 | 医院長名 | | 名 | 石井アケミ |
| 所 | 近 在 地 | | 地 | 多賀城市高崎3丁目27-27 |
| 電 | 話 | 番 | 号 | 022-368-8081 |

イ 歯 科

| 医療機関の名称 | | | ろ称 こうしゅうしょう | ありま歯科医院 |
|---------|---|---|-------------|--------------|
| 医 | 院 | 長 | 名 | 有馬 吉伸 |
| 所 | 在 | Ē | 地 | 多賀城市高橋4丁目2-1 |
| 電 | 話 | 番 | 뮹 | 022-389-1182 |

(3) 緊急時の対応

お預かりしているお子さんの病状急変等の緊急事態が発生した場合には、緊急連絡 先等へ速やかに連絡を行います。緊急連絡先と連絡が速やかに行えない場合には、お 子さんの状態を最優先し、事前の連絡なく嘱託医に診療を依頼することがあることを 御承知おきください。

(4)児童虐待(DV)に対する措置

本所では、児童福祉に関連する施設として、児童虐待をなくし、子どもたちの笑顔を 守るため、児童虐待の疑いを少しでも発見したときは、関係機関への連絡を行う義務 があります。

また、出産や子育でに関する悩みや疑問についてもいつでもお気軽に御相談ください。※家庭相談は市役所子ども家庭課家庭支援係022-368-1108

なお、身の回りで児童虐待の疑いを発見した時は、児童相談所(電話 1 8 9) 又は 市役所子ども家庭課家庭支援係までご連絡ください。

(5) 要望・苦情等に関する相談窓口

本所では、要望・苦情等に係る窓口を次のとおり設置しています。

| | • 窓口担当者 | 主任保育士 佐藤 知美 | | | | |
|----------------|--------------------------|---------------------------|--|--|--|--|
| | •利用時間 | 8:30~ 18:30 | | | | |
| ご利用相談窓口 | • 電話番号 | | | | | |
| | | | | | | |
| | 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出くださ | | | | | |
| | い。 | | | | | |
| | 曽我 啓一 | 電話:368-4090 西部地区民児協 | | | | |
| | (主任児童委員) | | | | | |
| 数一 本 天皇 | | 電話:362-4606 中央地区民事協 | | | | |
| 第三者委員 | 岡田 ひさ子 | (八幡下二区民生委員児童委員) | | | | |
| | 佐藤 秀次 | 電話:367-4568 東部地区民事協 | | | | |
| | | (桜木南区民生委員児童委員) | | | | |
| | 宮城県子育て | 西红来 日 000 011 0500 | | | | |
| | 社会推進課 | 電話番号 022-211-2529 | | | | |
| ~ エケ +4½ 日日 | 多賀城市 | | | | | |
| 一 行政機関 | 子ども政策課 | 電話番号 022-368-1605 | | | | |
| | 幼保支援係 | | | | | |
| | | | | | | |

※ 本所では、要望・苦情等があったことにより、当該要望・苦情等を行った保護者の特定や児童への差別的取り扱いを行いませんので、ご安心ください。

(6) 非常災害時の対策

| 非常時の対応 | 別途に定める消防計画書により対応いたします。 | | |
|------------|-------------------------|--|--|
| | •自動火災報知機 有 •誘 導 灯 有 | | |
| 防災設備 | ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 | | |
| | ・非常用電源 有 ・消火器 有 | | |
| | ・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理 有 | | |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は,毎月1回以上実施します。 | | |

| 供装竿 | • 非常用食糧 | 有 | • 飲料水 | 有 | |
|------------|---------|---|-----------|---|--|
| 備蓄等 | ・日用品 | 有 | • 自家発電装置等 | 有 | |

(7) 避難場所

・緊急時の避難場所

高崎中学校(022-309-3671)です。ただし、津波警報発令時は、 状況によって志引山に一時避難します。緊急時連絡網「コドモン」にて保護者に 連絡をします。

6 保険の種類・保険事故・保険金額

お子さんに関して、次の2種類の保険に加入しています。こちらの記載は、概要となりますので、詳細についてお知りになりたいときは、別途お問い合わせください。

(1) 日本スポーツ振興センター災害共済給付

| 保険の種類 | 日本スポーツ振興センター法に基づく災害給付 | | |
|-------|---------------------------|--|--|
| 保険の内容 | 施設の責任の有無を問わず、保育中のけがや重大事故が | | |
| | 起きた際に、その治療費に対する災害給付金の支払を行 | | |
| | うものです。 | | |
| 支給金額 | 負傷、疾病:原則医療費相当額の 4/10 | | |
| | 障害見舞金:最大4,000万円~44万円 | | |
| | 死亡見舞金:最大3,000万円~1,500万円 | | |
| | ※法改正等により予告なく変更となることがあります。 | | |

- ※法令等の定めにより、保護者のみなさんからも加入同意の上、負担金として児童1人につき年間240円をいただいています。(生活保護受給世帯の負担はありません。)
- ※加入同意した保護者から請求があった場合に支払を行います。

ただし、治療に係る点数が低い場合、給付されないことがあります。

※「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」の対象となる医療費については、子ども医療費助成の対象となりません。受診の際には、受給者証を使わずに医療費の自己負担をお支払いください。

(2) 全国市長会学校災害賠償保険

| 保険の種類 | 児童・保護者・住民の身体や財産に損害があり、施設の責任 |
|-------|------------------------------|
| | ある場合、その損害に対して損害賠償金の支払を行うものです |
| | (1)の日本スポーツ振興センター給付金の上乗せ保険となり |
| | ます。 |
| 支払限度額 | 身体賠償:1名につき1億円、1事故につき10億円 |
| | 財物賠償:1事故につき2,000 万円 |

※この保険の適用により、支払いを行う場合は、多賀城市議会の議決が必要となります。支払いの手続きにまでお時間がかかることをあらかじめご了承ください。

7 その他

(1) お子さんのおむつ廃棄

○歳児・1歳児・2歳児のお子さんのオムツ廃棄については、本所で行います(保護者の皆様がお子さんの使用済みオムツを処分する手間を省くとともにトイレが清潔になり、お子さんたちが清潔な空間でトイレトレーニングを行えるようになります。)。

(2) 利用の終了に関する事項

次の場合には保育の提供を終了いたします。

- ア 利用児童が小学校に就学したとき
- イ 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ウ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(3) 保護者会

保護者会がございます。詳細については、別途お知らせします。

(4) 同意書の提出

この書類の配布により、施設の概要・重要事項説明の同意書の提出をお願いします(提出がない場合入所が出来ません。)。

また、いただいている個人情報の提供の同意書についても、提出の協力をお願い します。

なお、この説明及び同意書の提出は、入所を意味するものではありません。入所 については、後ほど市から通知がなされます。

